


# とくしまアラートの発動基準について(案)



資料2

今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

|         |                  | ①感染観察   |                   | ②感染拡大注意   | ③特定警戒   |
|---------|------------------|---|-------------------|---|---|
|         |                  | 注意報   | 強化                |   |   |
| 基本方針    |                  | 早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る   |                   | ①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る(※1)   | 国の指定を受け、緊急事態措置を実施する   |
| 発動基準    | 直近1週間の累積新規感染者数   | -   | 5人以上              | 10人以上   | 約30人以上(※2)  |
|         | 直近1週間の累積感染経路不明者数 | -   | 2.5人以上            | 5人以上  | 約15人以上(※2)  |
| 解除の判断基準 |                  | -   | 直近2週間の感染経路不明者数が0人 |   | 直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下(※2)  |
| 共通事項    |                  |  「とくしまスマートライフ宣言！」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践)  |                   |   |   |
| 対応方針    | 外出               | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける</li> <li>3密の場所への移動を徹底して避ける。</li> </ul>  |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(必要に応じ、法第24条第9項に基づく)外出自粛の協力要請。</li> <li>不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。</li> <li>県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。</li> </ul>  |
|         | 出勤               | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。</li> </ul>   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「出勤者数の7割削減」を目指す。</li> <li>在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務等の強力な推進等。</li> </ul>  |
|         | イベント(※3)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</li> <li>それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。</li> </ul> |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。</li> <li>それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。</li> </ul>   |
|         | 施設の使用制限          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。</li> <li>一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。</li> </ul>  |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。</li> <li>クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。</li> <li>具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等(キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等)</li> <li>公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。</li> </ul> |

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制(検査、相談等の件数)、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。